

今回のテーマは、平成25年度税制改正です。

本改正では、個人に関しては、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設」など、若年世代への資金移転を目的とした改正や、「日本版ISAの創設」による投資優遇措置が特徴となっています。

一方、法人に関しては、中小企業対策として交際費課税の特例が拡充されたほか、雇用・所得の拡大や設備投資の促進をねらいとした減税措置が特徴となっています。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

## I. 相続税・贈与税

### 1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

祖父母等（贈与者）が、子・孫等（受贈者）の教育資金に充てるための資金を贈与した場合には、受贈者1人につき1,500万円（学校等以外（例えば塾など）は500万円）を限度として贈与税が非課税となります。

#### ①受贈者の年齢制限

30歳未満の子・孫等に限られます。

#### ②口座の開設

金融機関で「教育資金口座」を開設して、資金を預け入れます。

#### ③教育費の払出し

受贈者が教育費を払出す際、金融機関で領収書等のチェックが行われます。

#### ④受贈者が30歳に達した場合

受贈者が30歳に達した時点で、教育資金の使い残しがあれば、残額はその年に贈与税の課税対象とされます。

#### ⑤適用時期

平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出された教育資金に限られます。

### 2. 相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が40%引き下げられ、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」となります。

#### 適用時期

平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用されます。

### 3. 贈与税の税率構造の見直し

若年世代への資産移転を促進させる目的で、20歳以上の子・孫等（直系卑属）への贈与については、税率を緩和させる措置がとられました。

子・孫等への贈与額が300万円超3,000万円以下である場合には、現行税率と比べて、5~10%贈与税率が低くなります。

#### 適用時期

平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

## II. 所得税

### 日本版ISAの拡充

証券会社で専用口座を開設し、上場株式等への投資を行うと、投資した上場株式等の配当金や譲渡益が非課税となります。

### ①非課税投資枠

毎年100万円まで、最長5年間で合計500万円が限度となります。

(投資を行わなかった非課税投資枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。)

### ②口座開設期間

平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間

### ③非課税期間

②の口座開設期間のうち、投資を始めた年から5年間です。

年度に適用されます。

### 3. 雇用促進税制の拡充(2と選択)

雇用者数の増加を目的として、雇用促進税制が拡充され、雇用者数が増加した場合の税額控除額が、1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

## Ⅲ. 法人税

### 1. 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人(資本金の額等が1億円以下の一定法人)が支出する交際費について、損金算入限度額が拡大されました。

#### 【改正前】

支出した交際費のうち、年600万円までの金額の90%が、税務上の経費(損金)とされます。

#### 【改正後】

支出額のうち、年800万円までの金額の全額が、損金の額に算入されることとなります。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

### 2. 所得拡大促進税制の創設(3と選択)

従業員に支払う給与額を増額させることを目的に、従業員への給与支給総額が、基準事業年度(平成25年4月1日以後開始する事業年度の直前の事業年度)と比較して5%以上増加した場合、その増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業者等は20%)限度)ができます。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業

### 4. 生産等設備投資促進税制の創設

機械等の設備投資を促進させるため、年間投資額が、前年度と比較して10%超増加した場合には、新規取得した機械等について、30%の特別償却、又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)のいずれかを選択できます。

※機械等：機械装置のほか、建物・建物附属設備、車両運搬具、工具器具備品など(無形固定資産を除く。)

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度

### 5. 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

経営改善に関する指導及び助言を受けて、30万円以上の器具備品及び60万円以上の建物附属設備の設備投資を行った場合、30%の特別償却、又は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)のいずれかを選択できます。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指導・助言を受けて行う設備投資が対象です。

※ 指導及び助言については、弊事務所でも対応できますので、ご遠慮なく申しつけ下さい。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。